

令和7年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

| 府省名 | 厚生労働省 | 公開プロセス開催日 | | 6月19日 | | | | |
|-----------------|---|----------------------------|---------------------------|--|--|---|--|----------------------------------|
| 令和6年度 予算事業ID | 事業名 | 令和6年度 補正後予算額 (単位:千円) | 令和7年度 当初予算額 (単位:千円) | 選定基準 | 事業概要 | 具体的な選定理由 | 想定される論点 | 備考 |
| ① 2563 | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策) | 420,983 | 265,597 | ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの | 適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るため、以下の事業を実施。 ・企業向けにテレワーク時の労務管理等のポイントなどを紹介するセミナーやテレワークによってワーク・ライフ・バランスを実現する先進企業等の表彰の実施 ・テレワークに関する企業等からの相談対応及びコンサルティング等の実施 ・中小企業事業主に対するテレワーク導入経費等の助成 | 先般の育児・介護休業法改正により、育児のためのテレワーク導入の措置等が追加される中、多様で柔軟な働き方を実現するため、テレワークを導入し労働者の人材確保や雇用管理改善等に効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し支援を行ってきた本助成金事業について、開始から令和7年度で5年目を迎えこれまでの実績や支援内容等について検証する必要があるため。 | ・テレワークの導入・普及促進という政策目的の達成手段として、人材確保等支援助成金(テレワークコース)の助成内容や助成要件、助成額等が適正なものとなっているか。 ・予算規模は適切か。 ・本事業の効果を検証するため、アウトカム指標として、どのような成果目標を設定すべきか。 | |
| ② 6892 | 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金(医療費適正化対策推進関係事業・保険者協議会事業) | 102,866 | 102,866 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの | 都道府県単位で各医療保険者等のデータヘルス事業や、都道府県内の医療費分析等の事業等、保険者横断的に住民の予防・健康づくりと医療費適正化の効果的な取組を推進するために保険者協議会が行う特定健康診査等の実施や高齢者医療制度の運営等における関係者間の連絡調整、医療費の調査分析等に要する経費の一部について補助するための事業である。 | ・今後も医療費の増加が見込まれる中で、令和6年4月1日から各都道府県において保険者協議会の設置が義務付けられ、都道府県医療費適正化計画の策定・評価に関与する仕組みが導入された。保険者協議会が実施する事業は、医療費適正化の取組や保険者等における予防・健康づくりの推進を目的としているが、目的に資する政策効果が現れているか、また、より効果的な手段・手法がないか検証する必要があるため。 ・成果指標(保険者協議会を開催した都道府県保険者協議会の箇所数)が本事業の効果を表す指標として適切なものであるか検証する必要があるため。 | ・医療費適正化の取組や保険者等における予防・健康づくりの取組による本事業の活用状況・効果を検証するとともに、保険者協議会に求められる役割を適切に発揮するために、当該事業をより効果的・効率的に活用できる手段・手法がないか検討する必要があるのではないかと。 ・現行の成果指標である「保険者協議会を開催した都道府県保険者協議会の箇所数」は例年達成されているが、本事業の効果を測定する上で適切な指標となっているか、検証する必要があるのではないかと。 | レビューシートを分割したため、令和7年度予算事業IDは21086 |
| ③ 6927 | 認知症総合戦略推進事業 | 546,617 | 546,617 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの | 共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び令和6年12月に閣議決定した認知症施策推進基本計画に基づき、認知症の人やその家族等への支援を推進する事業として、下記事業を実施する。 ①先駆的な取組の共有や、広域での連携体制の構築 ②認知症の人や家族が気軽に相談できる体制の構築、認知症の理解の促進構築 ③若年性認知症の人の状態やライフステージに応じた適切な支援 ④認知症本人のピアサポート活動の促進 ⑤認知症伴走型支援拠点(認知症の人とその家族に対する専門的な相談・助言等を日常的かつ継続的に行う)の整備の推進 ※①～④は都道府県又は指定都市において実施、⑤は市町村において実施 | ・認知症の人やその家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくため、都道府県等がその支援等を実施することを推進していく必要があるが、本事業で実施している事業概要④、⑤に取り組んでいる都道府県等が低調(※)であることから、現在の事業の実施方法が適切なのか、他の認知症施策における取組との関係も踏まえながら点検する必要があるため。 (※)2023年度実績として、④は22都道府県、⑤は10市町村で実施している。 ・本事業の取組を実施している自治体数をアウトカムとして設定しているが、その取組を実施したことにより得られた効果を把握できるようなアウトカムが設定されていないことから、EBPMの観点から改善点がないか検討する必要があるため。 | ・本事業④及び⑤への取組状況について、⑤の2024年度目標は達成したものの、依然として低調であることから、地域の実情に応じた事業内容となっているか等を点検し、他の認知症施策における取組との関係も踏まえながら改善すべき点がないか検討する必要があるのではないかと。 ・認知症施策推進基本計画における重点目標を踏まえながら、本事業のそれぞれの取組によって得られる効果を整理し、事業改善につながるようなアウトカム設定を検討する必要があるのではないかと。 | |
| ④ 2163 | 療養生活環境整備事業 | 809,773 | 809,687 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの | 日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病相談支援センターを設置し、難病の患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病の患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における支援対策を推進する。その他、難病の患者に対する医療等に係る人材育成、在宅療養患者に対する訪問看護、指定難病の患者に対し指定難病にかかっている事実等を証明する事業を行うことにより、難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る。 | 「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、難病相談支援センターの連携すべき主体として福祉関係者や就労支援関係者が明記(令和5年10月施行)され、これまで以上に難病患者の地域における支援体制の強化が必要となっているところ。 このような中において、指定難病患者数は年々増加しているが、難病相談支援センターにおける相談件数は減少傾向にあり、この傾向が政策効果によるものであるのか、難病患者への周知が不十分であるのか等原因を検証した上で、事業実施方法等を見直す必要があるため。 また、難病相談支援センターの設置数をアウトプット(既に都道府県、指定都市に概ね1箇所設置されており、R3から横ばいとなっている)、相談件数を長期アウトカムとしているが、それぞれ活動実績、事業効果を図る指標として適切なものとなっているか疑義があるため、短期アウトカムの追加設定を含め、新たな成果目標の設定を検討する必要があるため。 | ・改正難病法により、難病患者の地域における支援体制の強化が求められている中、適切な取組がなされているか検証すべきである。(改正難病法関係条文施行時期:令和5年10月) ・本事業の活動実績及び事業効果を検証可能とするためのアウトプット及びアウトカムへの見直しを検討すべきである。 ※現行の成果指標 ・アウトプット:難病相談支援センターの設置数 ・短期アウトカム:未設定 ・長期アウトカム:難病相談支援センターにおける相談件数 | |
| ⑤ 2419 | 受動喫煙防止対策助成金等 | 172,470 | 157,631 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの | 既存特定飲食提供施設を営む中小企業事業主が受動喫煙防止対策として行う喫煙室の設置等を実施するために必要な経費について助成する。また、事業者から提出される助成金計画認定等の審査や実地調査等の関連業務を行う。 | 改正健康増進法が全面施行(原則屋内禁煙が義務化)されて5年経過したところ、受動喫煙防止対策の円滑な促進を図るという政策目的に照らして長期アウトカムの設定が適切であるか、また、事業内容が政策目的の達成手段として適正なものとなっているかを検証する必要があるため。 | ・本助成金の目的は受動喫煙防止対策の円滑な促進を図ることであるところ、現在の長期アウトカムの設定は適切なものとなっているか。 ・政策目的の達成手段として、助成内容や助成要件、助成額等が適正なものとなっているか。 | |

| 府省名 | 厚生労働省 | 公開プロセス開催日 | | 6月19日 | | | | |
|-----------------|------------------|----------------------------|---------------------------|--|--|--|--|----|
| 令和6年度 予算事業ID | 事業名 | 令和6年度 補正後予算額 (単位:千円) | 令和7年度 当初予算額 (単位:千円) | 選定基準 | 事業概要 | 具体的な選定理由 | 想定される論点 | 備考 |
| ⑥ 19699 | 介護テクノロジー開発等加速化事業 | 1,460,116 | 322,487 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの | 介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備するため、 ①これまで実施してきた開発・実証・普及広報のプラットフォームを発展的に見直し、令和7年度に立ち上げるCARISO (CARE Innovation Support Office)による、スタートアップ支援を専門的に行う窓口設置、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援 ②介護現場におけるテクノロジーの導入等による生産性向上の観点から、効果に関する更なるエビデンスデータの収集・蓄積を図ることを目的とした実証 ③介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報発信等 等を実施する。 | 介護テクノロジーの活用を推進するためには、介護現場のニーズをふまえた上で、開発・導入・普及・活用それぞれの段階で必要な取組を実施していくことが重要であるが、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合は2025年1月時点で35.7%となっており(2026年度末までに50%を目標)、今後更なる推進をしていくためには、本事業で実施している左記①～③について、それぞれの取組が効果的に実施されているか点検するとともに、CARISOを新たに立ち上げることを見据えた成果目標を検討する必要があるため。 | ・本事業の効果をよりの確に把握し事業改善につなげるため、個別の事業ごとに活動目標を設定し、長期アウトカムへつなげるロジックモデルを検討する必要があるのではないか。 ※令和6年度レビューにおけるロジックモデル アウトプット:介護現場のニーズを反映したICT・ロボット等の開発支援件数 短期アウトカム:ICT・介護ロボット等の導入事業者割合 長期アウトカム:全介護事業者の年間離職率の変化 ・更にそれらの成果実績を分析し、事業が効果的に実施されているか検証する必要があるのではないか。 ・また、新たにCARISOを立ち上げ、介護分野におけるスタートアップ支援を推進していくとしているところ、今後の効果的な事業実施につなげるため、新たに活動目標や成果目標を設定することを検討する必要があるのではないか。 | |
| ⑦ 2059 | 医療情報セキュリティ等対策経費 | 5,001,070 | 1,202,619 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの | ・医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業 医療機関のセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、各医療機関が自主的に取組を進めてきているところである。昨今、国内の医療機関を標的としたランサムウェアによるサイバー攻撃被害が増加(ランサムウェアにより、長期にわたり診療が停止した複数の事例が発生)したことから、医療機関のサイバーセキュリティ対策の徹底を図る。 ・医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業 医療機関におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備等を実施する。 | ・昨今、医療機関に対するサイバー攻撃が増加しており、医療に関する患者の個人情報などが窃取されるなどの甚大な被害をもたらされる可能性があり、また医療DXの推進に向けた取組を加速する上でも、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の充実喫緊の課題となっている。2023年の医療法施行規則の改正により医療機関等でのサイバーセキュリティ対策が義務化され、医療機関がサイバーセキュリティ対策を実施していく上で、当該事業が効果的な事業となっているか検証するとともに、成果指標が本事業の効果を判断するために適切な指標となっているか検証する必要があるため。 | ・サイバーセキュリティインシデントが増加している昨今の事情を踏まえ、医療機関のサイバーセキュリティ対策をより一層充実していくための効果の検証及び成果をより適切に評価することができるアウトカム(※)を検討する必要があるのではないか。 (※)現行のアウトカム (医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業) 医療機関向けにサイバーセキュリティ対策を徹底するための研修を行い、前年と同水準の研修受講者を確保する。 (医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業) 実際に防止したサイバー攻撃の件数を把握することは困難であるため、定量的なアウトカムを設定できていない。 | |

| 府省名 | 厚生労働省 | 公開プロセス開催日 | | 6月19日 | | | | |
|-----------------|-------------------------------|----------------------------|---------------------------|---|---|---|---|--|
| 令和6年度 予算事業ID | 事業名 | 令和6年度 補正後予算額 (単位:千円) | 令和7年度 当初予算額 (単位:千円) | 選定基準 | 事業概要 | 具体的な選定理由 | 想定される論点 | 備考 |
| ⑧ 3070 | 国際感染症危機管理対応人材育成・派遣事業 | 258,700 | 201,397 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの | 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを踏まえ、次なる感染症に備えた体制整備の観点から、国際的に脅威となる感染症に対するインテリジェンス(意思決定のために情報を分析して得られる知見)の情報収集体制の強化や専門人材の育成、国内における感染症発生時や平時の感染症対策支援サービス(IRS)の実施、国際派遣機能の強化等を図る。 | 事業が開始された令和4年度は事前に関係者間での協議のもと研修を行い課題を抽出するなど試行的な運用となっていたが、令和5年度から本格的に事業実施されたことを踏まえ、 ①現在の長期アウトカムの成果指標(研修修了者数)の検証のほか、本事業の効果を表す指標として追加すべきものはあるかの検証 ②短期アウトカムの成果指標が未設定であることから、長期アウトカムの成果指標の見直しと合わせて、短期アウトカムの成果指標の設定を行い、「海外で新たな国際感染症発生時に備えて、国内のインテリジェンスの情報集約体制の構築」について、より効果的な成果目標を設定し、計画的に実施する必要がないか検証する必要があるため。 | ・現行の成果指標である「研修修了者数」(*)は、今後海外で新たな国際感染症発生時に備えて、国際感染症危機管理に対応できる人材確保の実績を測りうる指標ではあるものの、本事業の目的である「国内の感染症インテリジェンス情報収集体制の強化が適切に行われたのか」を測る適切な指標となっているか、検証する必要があるのではないか。 ・検証にあたっては、「平時」と「国際的に脅威となる感染症発生時」の両面から指標を設定する必要があるのではないか。 (※)現在の成果指標等 ・活動指標:研修実施数 ・短期アウトカム:未設定 ・長期アウトカム:研修終了者数 | 「新型コロナ ウイルス 感染症収 束を見据え た感染症 対策強化 事業」から 名称変更 |
| ⑨ 2352 | 地域健康危機管理対策事業 | 641,944 | 442,005 | ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの | 以下の事業により、保健所及び地方衛生研究所等を中核とする健康危機管理体制の構築を支援する。 ①地域健康危機管理体制推進事業 ・DHEAT養成研修に職員を参加させ、各地方公共団体におけるDHEAT構成員の養成、研修等人材の養成を行う。 ・都道府県等における災害時の保健医療活動に係る体制の整備を平時から構築するとともに、本庁、保健所又は市町村等と支援・受援体制の構築のための共同研修や訓練を行う。 ・新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の拡大時における対応人材の養成研修に職員等を参加させ、保健所における積極的疫学調査等を担うことのできる人材の養成等を行う。 ・「IHEAT運用要領」に基づき、潜在保健師等の派遣の仕組みであるIHEATの名簿の管理や、名簿登録者に対して積極的疫学調査を中心とした保健所業務に関する研修等を行う。 ・地方衛生研究所等において、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症流行時の検査体制を強化するため、体制の構築や検査実施等に関する研修を実施する。 ・保健所において、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症流行時の対応体制を強化するため、体制の構築や感染症対応業務に関する実践型訓練を実施する。 ②地域健康危機管理対策特別事業 ・健康危機事例が発生した際に、保健所等において緊急的に実施する健康相談など、健康危機事例に応じた地域保健活動に関する事業を行う。 | 令和4年12月に成立した改正地域保健法等により、健康危機発生時に地域の保健師等の専門職が保健所等の支援を行う仕組みであるIHEATが法定化され、また、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(令和6年7月2日閣議決定)において、IHEAT要員の確保や育成による保健所等の体制強化が求められているところ。 このような中において、執行率が極めて低調(R3:6.7%、R4:7.0%、R5:7.5%)となっており、保健所設置自治体のうち、地域健康管理体制推進事業を活用しているのは39自治体(R5実績)にとどまっている(※)。健康危機発生時に適切な保健活動を遂行するためにも、活動実績の向上に向けた方策を検討する必要があるため。 ※地域健康管理体制推進事業のうち、IHEAT要員に対する研修等は、令和5年度までは都道府県を対象としていたが、令和6年度からは保健所設置自治体に拡大されている。 | ・執行率が低調となっている要因を分析の上、研修等を通じたIHEATの体制強化の重要性が増している中、今後の健康危機発生時に備えるべく活用実績の向上に向けて、より効果的・効率的な手法がないか検討すべきである。 | |
| ⑩ 6957 | 経済協力開発機構等拠出金事業(世界抗結核薬基金(GDF)) | 105,262 | 113,200 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの | 世界抗結核薬基金(GDF)への拠出を通じて、貧困国や感染地域等で使用するために日本製の結核診断機器や結核治療薬の購入・提供を行い、世界の結核対策に日本の抗結核技術が貢献するようにする。 | 2024年8月にとりまとめた「厚生労働省国際保健ビジョン」において「WHO等の国際機関や官民パートナーシップ等に対する適切な貢献」に取り組むことを掲げており、GDF等への費用支出が厚生労働省の拠出目的に沿って適切になされているかどうかをチェックしながら連携強化を進めることとしている。長期アウトカムを達成するための短期・中期の成果指標に対する達成状況の検証が十分に行われているかについて、目論見通りの効果が発現しているのか、予算の配分は適切か、WHOが提唱する目標値のみを指針とするのではなく、日本への裨益を考慮した厚生労働省として政策評価が出来ているか、EBPM的観点から点検する必要がある。 【背景】 結核は、2023年に世界中で推定1,080万人が発症し、推定125万人が亡くなっている感染症であり、とくに最近では「HIV感染合併結核」や「多剤耐性結核」などの問題が浮上している。「持続可能な開発目標」(SDGs)にて「2030年までに、結核を事実終息させる」ことを掲げている。 また、薬剤耐性菌(AMR)が世界的に増加する中、「多剤耐性結核」は、AMRの主要な死因の一つであり、多剤耐性結核は、2017年ベルリンG20保健大臣会合においてAMR問題の主要な脅威の一つであることが認識されて以来、AMR問題の中核として扱われている。 日本では結核低まん延国の水準を達成しているが、国際課題としては現在も関心が高いものである。 | 「厚生労働省国際保健ビジョン」において、GDFについても費用支出が厚生労働省の拠出目的に沿って適切になされているかどうかをチェックすることとしている。現在のアウトカムに関する指標について、WHOが提唱する目標を掲げているところであるが、日本への裨益という観点からも現在のアウトカムが適切な評価指標となっているか検証する必要がある。 | 「経済協力 開発機構 拠出金事 業(世界抗 結核薬基 金(GDF))」 から名称変 更 |

| 府省名 | 厚生労働省 | 公開プロセス開催日 | | 6月19日 | | | | |
|-----------------|----------------------------------|----------------------------|---------------------------|---|---|---|---|-------------------------------------|
| 令和6年度 予算事業ID | 事業名 | 令和6年度 補正後予算額 (単位:千円) | 令和7年度 当初予算額 (単位:千円) | 選定基準 | 事業概要 | 具体的な選定理由 | 想定される論点 | 備考 |
| ⑪ 2645 | 中高年世代活躍応援プロジェクト | 996,562 | 562,732 | イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの | 地方自治体・国と民間団体が一体となって中高年世代の方々の安定就労の実現を支援するため、都道府県毎に関係者による協議会を設置した上で、民間の創意工夫を生かし、地域の実情・課題に即した中高年世代向け就労支援施策(支援対象者の雇用支援に資する企業説明会・就職面接会の開催、能力開発施設や支援機関、積極採用企業等への見学ツアーの実施等)を実施するとともに、各種支援策について国が広報事業を実施する。 | 本事業は、「就職氷河期世代支援に関する行動計画」に定められている集中取組期間において、就職氷河期世代向けの支援として令和6年度まで実施していたものであるが、政府方針に従い、令和7年度以降は対象を就職氷河期を含む中高年世代に広げて継続することとされているところ、予算規模や事業の実施方法が適切であるか検討する必要があるため。 | ニーズを踏まえた適切な内容となっているか。事業の成果を測る上で適切な指標になっているか。 | 「短期資格等習得コース」等就職氷河期世代向け支援の実施」から名称変更。 |
| ⑫ 2596 | 生涯現役支援窓口事業 | 2,842,956 | 2,905,190 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの | 全国の主要なハローワーク(300箇所)に、高齢者等への支援に特化した生涯現役支援窓口を展開する事業である。事業実施にあたっては、事業担当責任者、職業相談員、求人者支援員及び就労・生活支援アドバイザー等から構成される支援チームをハローワーク内で結成し、高齢者一人ひとりの就労経験や就労ニーズ等を踏まえ、就労の機会の提供のみならず、職業生活の再設計に係る支援等、総合的支援を実施する。 | ・生涯現役社会の実現に向けて、政府方針においても高齢者対策が掲げられている中で、事業実施のために大規模な予算を投入していることから、事業の効果や効率性を踏まえた検証を実施する必要があると考えられるため。 ・本事業は、高齢者求職者の中でも、長期間失業状態にある方や離職を繰り返す方など、再就職をする上での、より手厚い支援が必要と判断された方に対して、専門的支援チームによる総合的な就労支援を実施するものであるが、前身となる高齢者就労総合支援事業を含め、事業開始後10年以上が経過し、65歳以上の新規高齢求職者が、平成28年の約46万人から、令和5年度には約75万人にまで増加しているという社会の変化をはじめとして、これまでの実績・効果、支援対象者の変化等について、成果目標と併せた検証を行うことで、より一層高齢者のニーズを踏まえた効果的な支援内容に見直す余地があると考えられるため。 | ・全国300箇所のハローワークに当該窓口を設置している一方で、事業実施のための専門的支援チームを構成する職業相談員、求人者支援員及び就労・生活支援アドバイザーは、 職業相談員:280人 求人者支援員:178人 就労・生活支援アドバイザー:181人(いずれも令和7年度配置数) と、300箇所にそれぞれ1人ずつ配置できる状況となっておらず、当該事業の特色である「チーム支援」の実施によって期待される効果を十分に発揮できていないのではないかと。 ・現在の成果目標は例年達成されているが、一般的な職業相談や職業紹介のみならず、専門的チームによる「チーム支援」を実施するという事業目的の達成状況を評価する適切な指標になっているか。 本事業の効果を検証するため、アウトカム指標として、例えば、当該事業における支援内容の1つとして「就労後のフォローアップの実施」があるのであれば、「〇ヶ月後の定着率」のような、より適切な成果目標を設定すべきではないか。 ※現行の成果指標 (アクティビティ1) 本事業の支援を受けた65歳以上の求職者の就職率 (アクティビティ2) 本事業の支援を受けた概ね60～64歳の求職者の就職率 | |
| ⑬ 2505 | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策推進事業 | 9,601,214 | 10,180,316 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの | 各コースに定められた労働時間等の設定改善のための目標達成に必要な取組を行った中小企業事業主等への助成を行う。 ・業種別課題対応コース＝令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されている業種等における時間外労働の削減、週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成 ・労働時間短縮・年休促進支援コース＝労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成 ・勤務間インターバル導入コース＝勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に助成 ・団体推進コース＝傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に助成 | 本事業は、事業の規模が大きく政策の優先度が高い事業であるところ、政府目標との関係から見て長期アウトカムの設定は適切であるか、また、事業内容が時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進といった政策目的の達成手段として適正なものとなっているかを検証する必要があるため。 | ・本事業に関連するKPI(政府目標)が設定されているところ、現在の長期アウトカムの設定は適切なものとなっているか。 ・時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進といった政策目的の達成手段として、助成内容や助成要件、助成額等が適正なものとなっているか。 | |

| 府省名 | 厚生労働省 | 公開プロセス開催日 | | 6月19日 | | | | |
|-----------------|-------------------|----------------------------|---------------------------|--|--|---|--|----|
| 令和6年度 予算事業ID | 事業名 | 令和6年度 補正後予算額 (単位:千円) | 令和7年度 当初予算額 (単位:千円) | 選定基準 | 事業概要 | 具体的な選定理由 | 想定される論点 | 備考 |
| ⑭ 2249 | 血液安全・安定供給等推進事業 | 1,509,277 | 152,775 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの | 献血によって得られた血液を原料とする血液製剤の国内自給の確保等のため、以下の事業を実施する。 ①血液製剤の安全性向上を図るための新興感染症など新たなリスクに対する血液のスクリーニング手法の確立等 ②将来にわたる献血血液の安定供給のため、若年層を対象とした啓発資材の作成や広報キャンペーンの展開、全国大会の開催などの献血の普及啓発 ③血漿分画製剤の国内自給体制の整備を図るため、我が国における製造・供給体制の検討等 ④全国の医療機関における血液製剤の使用実態や適正使用に向けた体制の整備状況の調査。 | 事業概要のうち②について、近年若年層の献血者数の減少が目立っているところ、「はたちの献血キャンペーン」や、「愛の血液助け合い運動月間」、「全国大会開催」等の若年層を中心とした啓発事業を展開していることから、これらの事業の効果検証を適切に行うための新たな指標の設定や更に効果的な事業が考えられないかの検証を行う必要があるため。 | ・現行のアウトカム指標である「献血により確保された血液の量」(※)は達成されている年度が多く、現在は確保すべき血液の量は問題ないものの、献血者の多くが40～50代で占められていることから、今後、献血により確保される血液の量の減少が危惧されているために若年層を中心とした啓発事業を実施しているところ、これらの啓発事業の効果測定する指標として十分なのか、検証する必要があるのではないか。 ・若年層の献血者数の増加に向けた事業について、これまで実施している事業を踏まえて更に効果的な事業が考えられないか、検討する必要があるのではないか。 (※)現在の成果指標等 ・活動指標:毎年7月に実施される「愛の血液助け合い運動」における啓発宣伝用ポスターの配布数 ・短期アウトカム:年に2回以上献血された方(複数回献血者)の人数 ・長期アウトカム:需要予測から算出される次年度の目標値に対する、毎年度、献血により確保された血液の量 | |
| ⑮ 2745 | 社会事業大学経営等委託費 | 1,329,623 | 400,094 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの | 学校法人日本社会事業大学において実施する、今後、社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に対する養成・研修、社会福祉施設や都道府県、市町村等の職員となる指導的社会福祉事業従事者(社会福祉のリーダー)や、社会福祉教育・研究を担う者の養成等に対し補助する。 | 生産年齢人口減少による福祉人材の不足が見込まれる中で、必要な福祉サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは重要な課題となっている。 本事業は、福祉人材の養成の取組の一つとして、将来、社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に対し、社会福祉事業の理論及び技術を体得させることにより、指導的社会福祉事業従事者を養成することを目的として長期的に取り組んでいる事業であるが、福祉人材の不足が見込まれる中で、適切に養成等が行われているか成果目標と併せ、検証する必要があるため。 | ・福祉人材の不足が見込まれる中で、適切に養成等が行われているか検証する必要があるのではないか。 ・本事業の効果を判断するため、現在の成果目標が適切であるか検証する必要があるのではないか。 ※現行の成果指標 社会福祉士国家試験合格者のうち福祉・介護分野への就職率 | |
| ⑯ 2791 | 精神障害者保健福祉対策 | 3,348,451 | 2,550,684 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの | 緊急な医療を要する精神障害者等が迅速かつ適切な医療を受けられるようにするため、 A. 都道府県又は指定都市が行う精神保健福祉法に基づく精神科救急医療体制の整備 B. 自殺未遂者等支援拠点医療機関整備事業、PTSD、思春期児童等に対応する業務従事者や精神医療従事者等に対する研修事業の実施 C. 精神保健福祉センターが行う特定相談事業等の実施等を通じて、精神障害者の保健福祉の向上を図る。 | 本事業は、精神障害者に対する適切な医療や福祉の提供を行うための人材養成や地域における体制整備を行うことにより、精神障害者が安心して地域で生活できる社会の実現を目的として取り組んでいる事業であるが、一部事業の成果目標しか設定されておらず、事業全体の成果目標が設定されていないため、適切な予算の効果検証ができていない。各事業の実態を踏まえ、より効果的な事業の実施方法を検討するとともに、必要な成果目標を設定して、成果を適切に検証できるようにする必要があるため。 | ・事業全体の成果を適切に検証できるよう各事業の実態を踏まえ、必要な成果目標を設定すべきではないか。 ※成果目標未設定事業 ・こころの健康づくり対策事業 ・認知行動療法研修事業 ・てんかん地域診療連携体制整備事業 ・摂食障害治療支援センター設置運営事業 ・本事業の効果を判断するため、現在の成果目標が適切であるか検証する必要があるのではないか。 ※現行の成果指標 ・精神科救急情報センターを整備する都道府県数 ・自殺死亡率 | |
| ⑰ 2805 | 障害者総合福祉推進事業 | 243,000 | 359,000 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの | 障害者総合支援法等を踏まえ、障害保健福祉施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、エビデンスに基づいた施策の推進に資するよう、現地調査等による実態把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする事業に対して所要の助成を行う。 | 本事業は、障害者施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的として取り組んでいる事業であるが、各種補助制度や民間団体等が実施する実態把握等との役割分担を踏まえ、より効果的な事業の実施方法について検討を行う必要があるため。 | ・政策目的を達成するための各種補助制度や民間団体等が実施する実態把握等との役割分担を踏まえ、より効果的な事業の実施方法について検討を行う必要があるのではないか。 | |
| ⑱ 2769 | 中国残留邦人等に対する支援給付事業 | 408,506 | 395,320 | ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの | 中国残留邦人等への支援給付等の円滑な実施のため、中国残留邦人等の置かれている特別の事情に配慮するべく、中国残留邦人等に理解が深く、中国残留邦人等の言葉である中国語又はロシア語が堪能な支援・相談員を支援給付実施機関(福祉事務所等)に配置し、支援給付等に関する事務を行う職員の補助業務や、家庭訪問を通じた中国残留邦人等の日常生活上抱えている問題点を把握し、最も適した支援の助言や日常生活上の相談等を行う。 | ・事業開始から15年以上が経過し、中国残留邦人等の減少とともに支援給付金の受給者数が減少する中、事業の実施方法が、中国残留邦人等のニーズに応じたものとなっているか検証が必要のため。 ・本事業の成果指標は「支援・相談員業務件数」を設定しているが、本事業によって得られた効果を適切に評価できる指標になっているか検証が必要のため。 | ・高齢化により外出が困難な中国残留邦人等も今後増加することが見込まれるなか、ニーズを適切に把握した上で、支援・相談員の今後の役割について改善すべき点がないか検討する必要があるのではないか。 ・現在のアウトカムは支援・相談員の業務件数を設定しているが、活動指標に近い成果指標であるため、支援・相談員の活動によって得られた効果を検証できるようなアウトカムを検討する必要があるのではないか。 | |

(注1)公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

(注2)事業番号欄には、令和6年度(2024シート)の6桁の予算事業IDを記載する。

(注3)対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要がある箇所については、論点において整理すること。)

(注4)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のA～カのいずれかに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの

イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)

カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの